

パート・アルバイトで働くみなさまへ

これからの働き方を、一緒に考えましょう

— 最低賃金の引上げと、2027 年 10 月からの社会保険加入について（静岡県版） —

この資料は、パート・アルバイトのみなさまが「損得」をきちんと知ったうえで働き方を選ぶようにまとめたものです。

ご自由に印刷・配布していただけます。事業所での説明会資料としてもお使いください。金額は静岡県の最低賃金をもとにした概算です。他の都道府県の方は、お住まいの県の最低賃金に置き換えてお読みください。

1. この資料でお伝えしたいこと

これから約 2 年の間に、パートタイマーのみなさまの働き方に関わる、大きな変化が 2 つあります。

	変化の内容	時期
変化①	静岡県の最低賃金が上がります	2026 年秋（見込み）
変化②	週 20 時間以上働く方が社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入します	2027 年 10 月

この 2 つが重なると、次のことが起こります。

今までと同じ時間数で働き続けると、時給が上がっても、手取りは今より年 12 万円～16 万円ほど減ります。

社会保険料が給与から引かれるようになるためです。一方で、将来の年金が増える、傷病手当金が受けられるなど、社会保険に入ることのメリットもあります。

そこで、これからは一人ひとりが、次の 2 つのどちらかを選ぶことになります。

- 選択肢① 週 20 時間未満に抑えて、配偶者の扶養の範囲内で働く
- 選択肢② 社会保険に加入したうえで、手取りが今より増える時間数まで働く

どちらが良いかは、ご家庭の状況によって変わります。この資料では、判断に必要な情報を具体的な数字でお示しします。

2. 変化① 静岡県の最低賃金が上がります

現在（2025 年 11 月 1 日～）	2026 年秋～（見込み）	引上げ額
1,097 円	1,153 円	+ 56 円（+5.1%）

- 国の審議会が示した 2026 年度の引上げの「目安」は、静岡県（B ランク）で 56 円です。
- 静岡県の正式な金額は、8 月中に静岡地方最低賃金審議会から答申され決定します。昨年（2025 年）の発効日は 11 月 1 日でしたので、今年も秋頃の発効となる見込みです。
- 最低賃金は、正職員・パート・アルバイトの区別なく、静岡県内で働くすべての方に適用されます。

→ 時給が上がるので、同じ時間働けば収入は増えます。ただし、次の「変化②」と重なると、話がかわってきます。

3. 変化② 2027 年 10 月から社会保険に加入します

2025 年 6 月に成立した「年金制度改正法」により、パートタイマーの社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入対象が段階的に広がります。

加入の条件（2027 年 10 月以降）

- ☑ 週の所定労働時間が 20 時間以上
- ☑ 学生ではない
- ☑ 勤務先の従業員数が 36 人以上 ← ご自身の勤務先が該当するかご確認ください

※ ここでいう「従業員数」は、在籍職員の人数ではなく、厚生年金保険に加入している職員の人数（70 歳未満）で数えます。現在社会保険に加入していないパート職員は含みません。人数が基準の前後にある事業所では、従業員数の増減によって適用の開始が 2029 年 10 月以降にずれることもあります。いずれにしても、数年のうちにほとんどの事業所が対象となります。

※ 「月額 8.8 万円以上（いわゆる 106 万円の壁）」という賃金の条件は、2026 年 10 月に撤廃される予定です。したがって 2027 年 10 月以降は、**週 20 時間以上働いていれば、収入の多い少ないにかかわらず加入対象**になります。「収入を抑えれば加入しなくてよい」という調整はできなくなります。

今後のスケジュール

時期	内容
2026 年 10 月	社会保険の賃金要件（月 8.8 万円以上）が撤廃
2026 年秋	静岡県最低賃金が 1,153 円に（見込み）
2027 年 10 月	従業員 36 人以上の事業所に適用拡大
2028 年 10 月	雇用保険の加入対象が「週 10 時間以上」に拡大
2029 年 10 月	21 人以上の事業所へ拡大
2032 年 10 月	11 人以上の事業所へ拡大
2035 年 10 月	従業員数の条件は完全に撤廃（すべての事業所が対象）

4. 社会保険に入ると、何が変わるのでしょうか

◆ 負担が増えること

- 給与から健康保険料・厚生年金保険料が引かれます。金額はおおよそ給与の約 15% です。
(40 歳以上 65 歳未満・協会けんぽ静岡支部の令和 8 年度料率で試算。健康保険 9.61% + 介護保険 1.62% + 子ども・子育て支援金 0.23% + 厚生年金 18.30% の、それぞれ半分をご本人が負担します。40 歳未満の方は介護保険料がかからないため、約 14% と少し軽くなります。)
- 同じ額を勤務先（事業主）も負担します。保険料の半分は会社が納めています。
- 配偶者の健康保険の「被扶養者」からは外れ、ご自身が健康保険の本人になります。
- 配偶者の勤務先に「家族手当・扶養手当」がある場合、支給されなくなることがあります。必ずご確認ください。

◆ 良くなること

- 将来の年金が増えます。
国民年金（老齢基礎年金）に加えて、老齢厚生年金が一生涯上乘せされます。
- 病気やけがで 4 日以上働けないとき、傷病手当金が受けられます。
おおよそ給与の 3 分の 2 の額が、最長 1 年 6 か月支給されます。国民健康保険にも、配偶者の扶養にもない給付です。
- 出産のときは、出産手当金が受けられます。
- 障害厚生年金・遺族厚生年金の対象になります。
障害等級 3 級の年金や障害手当金は、厚生年金に加入している人だけの給付です。
- 扶養の年収基準を気にしなくてよくなり、ご自身の判断で働き方を決められます。

◆ 年金はどのくらい増えるのか（目安）

週 25 時間程度（標準報酬月額 126,000 円）で 10 年間加入した場合の試算です。

項目	金額
10 年間に納める厚生年金保険料（ご本人分）	約 138 万円
増える老齢厚生年金（65 歳から一生涯）	年額 約 8 万 3 千円
納めた額を年金額が上回るまでの期間	約 17 年（65 歳→82 歳ごろ）

※ このほかに、勤務先が同額の保険料を負担していますので、実質的な「元が取れる」までの期間はもっと短いとも言えます。障害年金・遺族年金・傷病手当金といった「万一のときの保障」も同時に手に入ります。

5. 手取りはどうか？（試算）

【試算の前提】 時給 1,153 円／協会けんぽ静岡支部・令和 8 年度料率／40 歳以上 65 歳未満／扶養親族なし・生命保険料控除などなし／賞与なし。所得税・住民税を含めた概算です。

◆ 今と同じ時間数で働いた場合

週の労働時間	現在の年収	現在の手取り	改正後の年収	改正後の手取り	手取りの増減
20 時間	約 114 万円	約 113 万円	約 120 万円	約 101 万円	－12 万円
22 時間	約 125 万円	約 123 万円	約 132 万円	約 111 万円	－12 万円
25 時間	約 143 万円	約 138 万円	約 150 万円	約 124 万円	－14 万円
28 時間	約 160 万円	約 154 万円	約 168 万円	約 138 万円	－16 万円

※ 「現在」は時給 1,097 円・社会保険なし、「改正後」は時給 1,153 円・社会保険ありで計算しています。

◆ 今と同じ手取りを確保するには、何時間必要か

現在の働き方	今の手取り	改正後に同じ手取りを得るには
週 20 時間	約 113 万円	週 19 時間に減らす（約 113 万円）
週 22 時間	約 123 万円	週 25 時間に増やす（約 124 万円）
週 25 時間	約 138 万円	週 28 時間に増やす（約 138 万円）
週 28 時間	約 154 万円	週 32 時間程度に増やす（約 156 万円）

ここがいちばん大事なところです

週 20 時間の方は、1 時間減らして週 19 時間にするだけで、手取りが約 101 万円 → 約 113 万円と、12 万円も増えます。週 20 時間から 22 時間あたりは、社会保険料を払うわりに年金の上乗せが小さい、いちばん損な働き方になってしまいます。

「働き損」ゾーン＝週 20 時間～22 時間（年収 約 120 万円～132 万円）。ここは避けてください。

6. 選択肢は 2 つです

選択肢① 週 20 時間未満で働く（扶養の範囲内）

項目	内容
働く時間	週 19 時間まで（月 82 時間程度）
年収	約 114 万円（週 20 時間未満なら最大でも約 119 万円）
手取り	約 113 万円
社会保険	加入しません。配偶者の被扶養者のままでいられます。

- 時給 1,153 円では、週 20 時間未満であれば年収は最大でも約 119 万円です。130 万円の壁は自動的にクリアできます。
- **注意 1 雇用保険からも外れます。**
失業給付、育児休業給付、教育訓練給付が受けられなくなります。なお 2028 年 10 月からは、週 10 時間以上で雇用保険に加入できるようになります。
- **注意 2 配偶者の扶養に入れない方には、おすすめできません。**
おひとり暮らしの方、配偶者が自営業の方などは、国民年金保険料（2027 年度は月 18,290 円）と国民健康保険料を全額ご自身で納めることになり、かえって負担が重くなります。
- 注意 3 残業が常態化すると、実態として「週 20 時間以上」と判断される場合があります。
- 注意 4 60 歳以上の方は、被扶養者になれる収入の基準が「年収 180 万円未満」です。

選択肢② 社会保険に加入して、しっかり働く

項目	内容
働く時間	週 25～30 時間程度（月 108～130 時間）
年収	約 150 万円～180 万円
手取り	約 124 万円～147 万円
社会保険	加入します。ご自身が健康保険・厚生年金の本人になります。

- 手取りを今より増やすには、現在よりおおむね週 3～4 時間多く働くことが必要です。
- 将来の年金が増え、傷病手当金・出産手当金・障害厚生年金の対象になります。
- 扶養から外れるので、年収を気にせず働けます。繁忙期のシフトも柔軟に組めます。
- **注意 配偶者の家族手当がなくなる場合は、その分も含めて世帯全体で計算してください。**

7. ご家族と相談するときのチェックポイント

- ☐ 配偶者の健康保険の被扶養者になれますか（配偶者が会社員・公務員かどうか）
- ☐ 配偶者の勤務先に家族手当・扶養手当はありますか。月いくらですか。年収いくらで支給が止まりますか
- ☐ ご自身は今おいくつですか（60歳以上、65歳以上で取扱いが変わります）
- ☐ すでに年金を受け取っていますか（在職老齢年金による調整が生じる場合があります）
- ☐ 育児・介護など、家庭の都合で増やせる時間に限りがありますか
- ☐ 通勤手当（交通費）も「年収130万円」の判定に含まれることをご存じですか（税金の計算とは異なります）

※ 通勤手当は、社会保険料を計算するもとになる「標準報酬月額」にも含まれます。この資料の試算には通勤手当を含めていませんので、実際の保険料は少し高くなる場合があります。

8. まず、何から始めればよいでしょうか

	進め方
1	ご自身の「週の所定労働時間」と「年収（通勤手当を含む）」を確認しましょう。給与明細と労働条件通知書をご覧ください。
2	配偶者の勤務先に、家族手当・扶養手当があるか、いくらまで支給されるかを確認しましょう。
3	この資料の試算表で、ご自身に近い行を見て、手取りがどう変わるかを確かめましょう。
4	①か②か、ご家族と相談してお考えをまとめましょう。次のページの検討メモをお使いください。
5	勤務先のご担当者に、希望する働き方をお伝えください。早めのご相談が、希望に沿ったシフトにつながります。

制度は複雑で、ご家庭の状況によって答えが変わります。判断に迷われたときは、勤務先のご担当者、またはお近くの社会保険労務士にご相談ください。おひとりで抱え込まず、まずはお尋ねいただくことをおすすめします。

※ この資料の金額はすべて概算です。最低賃金の改定額・発効日、保険料率、税制は今後変更される可能性があります。実際の手取り額は、扶養親族の有無、各種控除、賞与、通勤手当などによって変わります。個別の判断については、必ず専門家にご確認ください。

働き方 検討メモ

ご家族と相談するときに、書き込んでお使いください

1. いまの働き方

項目	記入欄
週の所定労働時間	時間 / 週
年収（通勤手当を含む）	円
手取り（月額）	円
ご自身の年齢	歳 （60 歳以上／65 歳以上は取扱いが変わります）

2. 扶養と手当の確認

確認すること	確認の結果
配偶者の健康保険の被扶養者になれますか	なれる / なれない
配偶者の勤務先に家族手当・扶養手当はありますか	ある / ない
→ ある場合、月いくらですか	月 円
→ 年収いくらで支給が止まりますか	年 円
すでに年金を受け取っていますか	はい / いいえ
家庭の事情で増やせる時間に上限はありますか	週 時間まで

3. 現時点でのお考え

○	選択肢
	選択肢① 週 20 時間未満に抑えて、扶養の範囲内で働きたい
	選択肢② 社会保険に加入して、今より時間を増やして働きたい
	まだ決められない／もう少し詳しく聞いてから決めたい

選択肢②の場合、希望する週の労働時間 : 週 時間程度

4. 気になっていること・聞いてみたいこと

この資料について

作成・監修 齋藤希実子社会保険労務士事務所（静岡市）

<https://www.s-fmwbs.com/>

パート・アルバイトで働く方、事業所のご担当者ともに、印刷・配布・説明会でのご利用は申請不要です（内容の改変および販売はご遠慮ください）。説明会の実施、対象者の洗い出し、保険料負担の試算などのご相談も承っております。